

清川村下水道指定工事店の新規指定申請について

清川村下水道指定工事店の指定を受けるには、清川村下水道条例・規則及び清川村下水道指定工事店規則をお読みになってから、必要書類を添付のうえ申請してください。

【指定申請に必要な書類】

- 1 指定工事店指定・更新申請書（第1号様式）
- 2 住民票記載事項証明書（法人の場合は代表者のもの）
- 3 経歴書（第2号様式）（法人の場合は代表者のもの）
- 4 破産者でないことを証する書類（法人の場合は代表者のもの）
- 5 商業登記簿本及び定款の写し（法人の場合）
- 6 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（第3号様式）
- 7 専属の責任技術者名簿（第4号様式）
- 8 専属の責任技術者の下水道排水設備責任技術者証の写し
- 9 設備・器材所有調書（第5号様式）

【指定手数料】

1件につき5,000円（非課税）

清川村下水道指定工事店の更新について

指定期間満了の数カ月前に更新手続きに必要な書類一式をお送りしますので、引き続き指定を受けようとするときは、指定日までに更新手続きをお願いします。

このときに必要な書類は、原則として新規指定申請と同じです。お早めに準備をお願いいたします。

【更新手数料】

1件につき5,000円（非課税）

指定の辞退について

清川村下水道指定工事店規則第2条の資格要件を欠くに至ったとき、または指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届出書（第9号様式）と指定工事店証を提出してください

異動の届出について

下のいずれかに該当することになったときは、速やかに指定工事店異動届出書（第10号様式）に異動の事実を証する書類を添えて提出してください。なお、手数料はかかりません。

- 1 組織を変更したとき
- 2 代表者に異動があったとき
- 3 商号を変更したとき
- 4 営業所を移転したとき
- 5 専属の責任技術者に異動があったとき
- 6 住所表示、電話番号に変更があったとき